

堺市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月30日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

美原区役所

(企画総務課、自治推進課、市民課、保険年金課)

美原保健福祉総合センター

(生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、美原保健センター)

第3 監査の対象期間

令和3年度(令和3年4月1日～令和3年10月31日)

ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年11月1日～令和4年3月30日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 自治推進課

(1) 負担金について

負担金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 市民課

(1) 総務手数料(戸籍・住民基本台帳等手数料)について

堺市手数料条例に基づき、戸籍謄本・抄本、住民票の写しの交付、印鑑登録等の証明及び住民基本台帳等の閲覧等に係る手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 保険年金課

(1) 国民健康保険料について

堺市国民健康保険条例に基づき、普通徴収に係る国民健康保険料の徴収事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 美原保健福祉総合センター 地域福祉課

(1) 介護保険料について

堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務並びに介護保険料の徴収事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 社会福祉費負担金（養護老人ホーム負担金）について

堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 入所者負担金の算定

養護老人ホームの入所者負担金は、対象収入（前年の収入から必要経費（社会保険料等）を差し引いたもの）の額により階層区分を決定している。

この決定過程を確認したところ、令和3年7月の階層区分改定の際、預金通帳に記載されている年金振込額を確認し階層区分の認定を行っているものがあり、年金振込額は、必要経費（社会保険料）が差し引かれている金額であったにもかかわらず、更に必要経費を控除し対象収入を算定したため、月額負担額を27階層4万7,800円とすべきところ、26階層4万5,800円と誤って決定していた。

5 美原保健福祉総合センター 美原保健センター

(1) 環境衛生手数料（狂犬病予防手数料）について

堺市手数料条例に基づき、狂犬病予防法関係手数料を徴収している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 区役所共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公有財産台帳等の記載

企画総務課及び自治推進課が所管する公有財産のうち4か所に係る公有財産台帳、普通財産貸付台帳及び公有財産貸付台帳において、以下のものがあった。

(ア) 美原区役所庁舎本館及びさつき野コミュニティセンターの公有財産台帳（建物）において、耐用年数が記載されていなかった。

（企画総務課）

(イ) さつき野東集会所の普通財産貸付台帳及び北余部自治会集会所の公有財産貸付台帳において、物件名が正しく記載されていなかった。また、借受人の名義人変更届が提出されたにもかかわらず、借受人の記載変更がされていなかった。

（自治推進課）

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 仕様書に定める提出書類

美原区役所別館エレベータ設備保守点検業務において、仕様書では「受注者は、事前に契約期間全般にわたる受注業務計画書を作成し、本市の承諾を得ること。また、変更が生じた場合は新たに同計画書を作成し、本市の承諾を得ること。」とされている。

しかし、令和3年度の業務において、受注業務計画書に記載されている従事者に変更があったにもかかわらず、変更した業務計画書の提出を受けていなかった。

イ 公文書の管理

美原区役所ほか清掃業務について、契約書では、受注者は業務報告書の提出を行うこととされている。

しかし、受注者から提出を受けていた定期清掃の業務報告書（5月実施分）を紛失していたことが判明した。

(以上 企画総務課)

ウ 契約書における収入印紙

美原保健センター清掃業務について、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。

(美原保健福祉総合センター 美原保健センター)

(3) 補助金について

補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 提出書類の確認

堺市防犯事業補助金交付要綱では、補助事業者は交付申請に当たり前年度の収支決算書(実績)を市に提出しなければならないとされている。

しかし、令和2年度の実績報告書提出時に収支決算書の訂正があったにもかかわらず、令和3年度の補助金申請時には、訂正する前の誤った収支決算書が添付されていたものを受けていた。

(自治推進課)

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。